

次期海洋基本計画の策定について

平成 29 年 4 月
総合海洋政策推進事務局

1. 概要・趣旨

- 現行の第 2 期海洋基本計画は、平成 25 年 4 月に策定され、これに基づき総合的な海洋政策を実施中のところ、29 年度末で 5 年を経過する。海洋基本法第 16 条第 5 項では、「おおむね 5 年ごとに、海洋基本計画の見直しを行い、必要な変更を加える」こととされている。
- このため、昨今の海洋をめぐる情勢・環境の変化等を的確に勘案しつつ、次期（第 3 期）海洋基本計画の策定に取り組むこととする。

2. 検討経緯と今後の進め方

- 総合海洋政策本部参与会議は、先頃次期海洋基本計画の策定に向けた論点整理等の議論をとりまとめ、「意見書」が本部長（内閣総理大臣）へ提出されたところ。（別添 1）。
- 同意見書では、「海洋の安全保障」、「海洋の産業利用の促進」をはじめ次期基本計画における主要なテーマ等が提言されているが、昨今の情勢等に鑑みれば、時宜を得たものであると考えられるところ。
- 政府としては、4 月以降本格化される参与会議の審議に適切に対応するとともに、参与会議が今秋にも予定している次期基本計画の基本的事項に関する提言を踏まえ、関係省庁の連携・協力のもと、速やかに次期海洋基本計画案を作成する。
- 来春を目途に次期海洋基本計画を閣議決定することを目指す。

※ 総合海洋政策本部「参与会議」について（別添 2）

- 「参与会議」は、総合海洋政策本部長（内閣総理大臣）に海洋政策に関して意見を述べるため、海洋基本法に基づく総合海洋政策本部令に基づき設置されている。

次期海洋基本計画の策定に当たっての基本的考え方について (総合海洋政策本部参与会議 意見書概要)

次期海洋基本計画策定における主要テーマ案

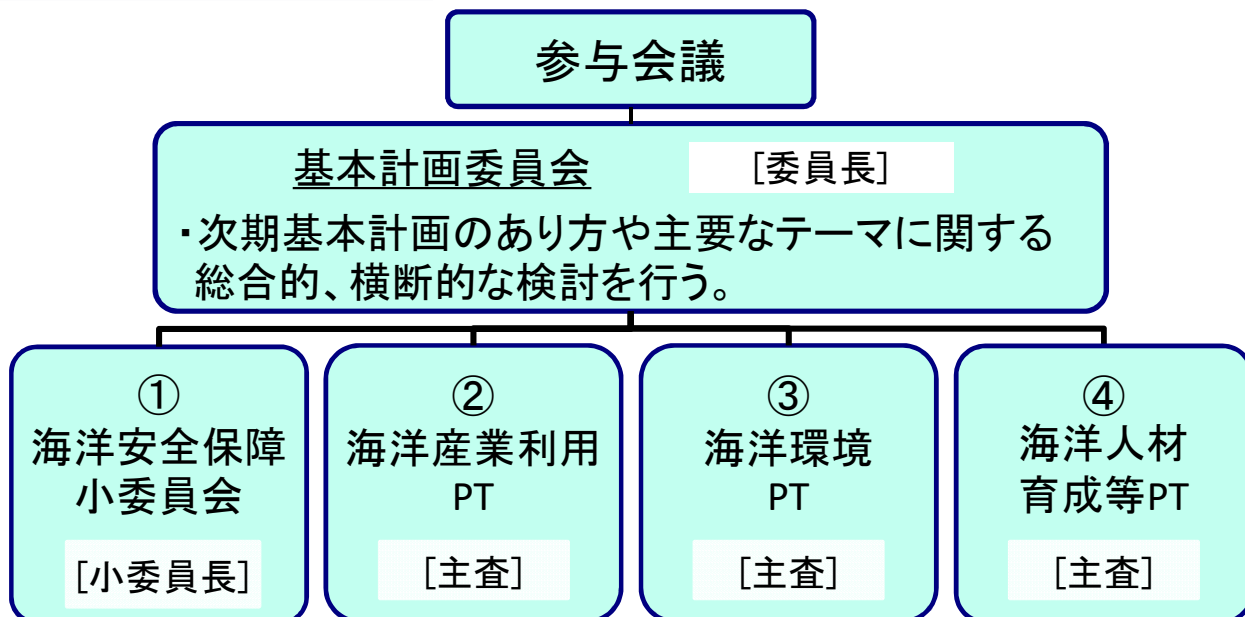
現行の海洋基本計画(閣議決定)は、平成25年4月に策定され、平成29年度末で計画期間の5年を経過する。

来春の次期計画策定に向けて、昨今の海洋をめぐる情勢や環境変化等を的確に踏まえつつ、次期基本計画の検討を進める。

主要テーマ候補

- ・海洋の安全保障
(海洋に関する広義の安全保障)
- ・海洋の産業利用の促進
- ・海洋環境の維持・保全
- ・海洋人材の育成等
- ・その他(海洋観測、海洋科学技術、国際連携・国際協力、北極政策 等)

次期計画の検討体制案



次期計画策定に当たって考慮すべき事項(計画の構成、書き方等)

- 海洋に親しみやすい内容を盛り込み、分かりやすい記述とする。
計画の構成も、主要テーマに沿って、分かり易いものとする。
- 現行計画に関する評価を盛り込み、また、計画期間の5年を超えた例えば10年先といった長期的視点や、普遍的な理念・方向性にも留意する。
- 計画に定める施策については、具体的な目標を設定。

総合海洋政策本部参与会議

平成 29 年 4 月 1 日現在

(座長・参与)	みやはら 宮原	こうじ 耕治	一般社団法人日本経済団体連合会前副会長
(座長代理・参与)	たかしま 高島	まさゆき 正之	横浜港埠頭株式会社顧問
(参与)	うら 浦	たまき 環	九州工業大学社会ロボット具現化センター長
(参与)	かねはら 兼原	あつこ 敦子	上智大学法学部教授
(参与)	さとう 佐藤	しんじ 慎司	東京大学大学院教授
(参与)	ふるしょう 古庄	こういち 幸一	元海上幕僚長
(参与)	まえだ 前田	ゆうこ 裕子	国立研究開発法人海洋研究開発機構監事 京都府立医科大学特任教授
(参与)	みずもと 水本	のぶこ 伸子	株式会社 I H I 執行役員調達企画本部長
(参与)	やまと 大和	ひろゆき 裕幸	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 理事長
(参与)	わしお 鷺尾	けいじ 圭司	国立研究開発法人水産研究・教育機構理事 (水産大学校代表)
(特別委員)	おがた 尾形	たけじゅ 武寿	公益財団法人日本財団理事長

総論 海洋立国日本の目指すべき姿

①国際協調と
国際社会への貢献

②海洋の開発・利用
による富と繁栄

③「海に守られた国」
から「海を守る国」へ

④未踏の
フロンティアへの挑戦

第1部、第2部 海洋に関する施策についての基本的方針及び具体施策

1. 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

○海洋資源の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

- 「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」改定
 - ・メタンハイドレート、海底熱水鉱床について、平成30年代後半に民間の主導する商業化プロジェクト開始に向け、技術開発を実施
 - ・レアアースを平成25年度以降3年間で概略資源量・賦存状況調査を実施
- 風力発電等の海洋再生可能エネルギーの普及のため実証フィールドの整備など政策支援
 - ・福島や長崎での実証研究
 - ・海域利用ルール明確化や漁業協調型利用メニューの作成等
- 水産資源の開発及び利用
 - ・資源管理指針・資源管理計画等に基づく水産資源の適切な管理等を全国的に推進
- 海洋環境の保全等
 - ・生態学的・生物的に重要な海域の平成25年度までの抽出、海洋保護区設定の推進

2. 海洋の安全の確保

- ・周辺海域における広域的な常時監視体制、遠方・重大事案への対応体制の強化
- ・日本船籍への民間武装警備員乗船に向けた取組

3. 科学的知見の充実

- 海洋科学技術に関する研究開発の推進等
 - ・自然災害対応等の重要課題の研究開発
 - ・衛星情報の一層の活用等宇宙の活用

○海洋調査の推進

4. 海洋産業の健全な発展

○海洋産業の振興及び国際競争力の強化

- 新たな海洋産業の創出
 - ・浮体式LNG生産貯蔵積出施設等、国際競争力ある資源開発関連産業の戦略的育成
- 水産基本計画に基づく水産施策の着実な実施
- 海運・造船業、水産業の経営基盤の強化
- 安定的な海上輸送の確保

5. 海洋の総合的管理

○EEZ等の開発の推進

- ・遠隔離島(南鳥島、沖ノ鳥島)活動拠点の整備
- ・EEZ等の管理のための方針の策定、包括的な法体系の整備

○沿岸域の総合的管理

- ・沿岸域の総合的管理の推進や海面利用調整ルールづくり

○離島の保全等

- ・離島の保全及び振興
- ・国境離島の管理と特別の措置について検討

6. 海洋に関する国際的協調

- ・IMO等での国際基準等の策定に主体的に参画等、海洋の秩序形成・発展への貢献
- ・海賊対策等における海洋に関する国際的連携
- ・海洋に関する国際協力

7. 海洋教育の充実及び海洋に関する理解の増進

- ・地域の産官学のネットワーク等による地域の特性を活かした人材育成

第3部 海洋に関する施策を推進するために必要な事項

1. 施策を効果的に推進するための総合海洋政策本部の見直し

- ①各施策の工程表の作成と計画的な実施
- ②総合的な戦略の策定と実施
- ③必要となる法制度の整備
- ④実施状況等の評価に基づく効果的な施策推進
- 参与会議における検討体制の充実
 - ・施策のフォローアップ及び評価
 - ・情勢変化等も踏まえ、重要施策を重点検討
 - ・参与以外の幅広い関係者の参画を得て、テーマ

ごとに集中的に評価・検討

○事務局機能の充実

- ・民間や関係機関から出向等した職員が中心となって特定の重要課題を総合調整

2. 関係者の責務及び相互の連携

3. 施策に関する情報の積極的な公表